

すぐにあなたのお役に立てる、^{おやく たてる}やさしく、^{あたたく}あたたかく、^{ていねい}丁寧にをモットーに

ヘルパーステーション

はる
春

が ^{おーぷん}オープン しました。



^{にちじょうせいかつ}日常生活でのちょっとしたこと・・・^{そうじ せんたく かいもの こし いたく}掃除や洗濯や買い物、腰が痛くなる

^{だいどころしごと にゅうよく と い れ おてつだい つういん さんぽ}台所仕事、入浴やトイレのお手伝い。通院、散歩のおともまで私たち^{わたしたち}春に

^{ください ころ}おまかせ下さい。心^{さーびす}あたたまるサービスをお届けします。わからないことや

^{しんぱい}心配なことがあったらすぐに^{はる}春に相談を。^{はる}春のスタッフ一同お待ちしております。

^{おもうしこみ ごそうだん}お申し込み・ご相談はこちらまで

ハ ル コ コ イ イ

0 9 6 8 - 8 6 - 5 5 1 1

銀河ステーション

〒865-0136

TEL: 0968-86-5557

熊本県玉名郡菊水町大字江田10番地1

FAX: 0968-86-5558

熊本県指定 銀河ステーション

身体障害者居宅介護 43000100153112

知的障害者居宅介護 43000200199114

児童居宅介護 43000300129110

訪問介護 4372400871

はる 春 えい 営 ぎょう 業 案 内 あん ない (かいごほけんよう) (介護保険用)

りょうりょう 利用料

こうれい かた ごりょう ばあい 高齡の方のご利用の場合

かいごほけん きゅうふ さーびす りょう ばあい げんそく きほんりょうきん わり かき 介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割（下記の料金表）です。ただし、かいごほけん きゅうふ はんい こえたさーびすりょう ぜんがくじ こふたん 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

りょうきんひょう ひるま [料金表・昼間]

じかん 時間	ぷんみまん 30分未満 じゅんかいた (巡回型)	ぷんいじょう 30分以上 じかんみまん 1時間未満	じかんいじょう 1時間以上 じかん ぷん 1時間30分 みまん 未満	じかん ぷん 1時間30分 いじょう 以上 (30分増 すごとに)
くぶん 区分				
しんたいかいご 身体介護	231円	402円	584円	83円を追加
せいかつえんじょ 生活援助	—	208円	291円	83円を追加

* きほんりょうきん たいして そうちよう ごぜん じ ごぜん じ やかん ごご じ ごご じ たい 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

* じょうひょう りょうきんせってい きほん じかん おきゃくさま きょたくさーびすけいかく けあぷらん 上表の料金設定の基本となる時間は、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* やむおえない事情で、かつ、おきゃくさま どうい え て り ほうもん ばあい りぶん の 料金となります。

はる
春

えい

営

ぎょう

業

あん

案

ない

内

しえんひよう

(支援費用)

りようりょう
利用料

しょうがい も つかた ごりよう ばあい
障害を持つ方のご利用の場合

きほんりょうきん つぎ
基本料金は次のとおりです。そのうち市町村で決められた額を本人、扶養義務者の所得によって

ごふたん きんがく
ご負担いただきます。その金額につきましては、居宅介護受給者証に記載されています。居宅

じゆきゆうしゃしょう はんい こえたさーびす りよう ぜんがくじ こふたん
受給者証の範囲を超えたサービスの利用は、全額自己負担となります。

くぶん 区分	じかん 時間	ぶんみまん 30分未満	ぶん いじょう 30分以上	じかんいじょう 1時間以上	1じかん ぶん いじょう 1時間 30分 以上
			じかんみまん 1時間未満	じかん ぶんみまん 1時間30分未満	ぶんます (30分増すごとに)
しんたいかいご 身体介護		0円	0円	0円	0円
かじえんじょ 家事援助		0円	0円	0円	0円
いどうかいご 移動介護		0円	0円	0円	0円
にちじょうせいかつしえん 日常生活支援		0円	0円	0円	0円

ほんにん さいいじょう かた じょうひよう
*本人が20歳以上の方は上表のとおりです。(ただし、本人の所得に応じて、負担していただく場合もあります。)

ごりようじかんたいなど じょうき きんがく ことなるばあい
*ご利用時間帯等によって、上記の金額とは異なる場合もあります。

にちじょうせいかつしえん しんたいしょうがいしゃきょくかいご きーびす
*日常生活支援は、身体障害者居宅介護のみのサービスです。

支援費支給対象サービス・利用者負担額	利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じて、区市町村が定めた額
その他の料金	移動介護（外出支援）により、タクシー・公共交通機関等を利用した場合は、従業員の交通費（公共交通機関利用料金等）をお支払いしていただきます。外出先での飲食等に関する費用は、従業員の分について、ご負担いただくことはありません。 この他、余暇活動等で、プールの利用料金等活動実費が生じた場合の従業者負担に分については、利用者にご負担いただきます。